

若者人材の育成・定着に関する連携協定書

岩手県滝沢市（以下「甲」という。）と公立大学法人岩手県立大学（以下「乙」という。）と特定非営利活動法人イノベブリッジたきざわ（以下「丙」という。）とは、若者人材の育成・定着の推進に寄与するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙並びに丙が、相互又は三者の強みやノウハウ、ネットワークをもとに連携・協力し、滝沢市 IPU イノベーションパークを中心とした若者人材の育成・定着の推進を図り、学生を始めとした若者の活躍の場を創出するとともに、地域の中小企業等の人材確保の推進に寄与することを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲及び乙並びに丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携を行うものとする。

- (1) 滝沢市 IPU イノベーションパーク内立地企業を対象とした人材育成事業
- (2) 学生や若者を対象とした人材育成事業
- (3) 若者人材の地域への定着・就職支援に寄与する事業
- (4) ICT 技術に関連したフォーラム・セミナー等の開催
- (5) ICT 技術を活用した地域内産業の発展に寄与する活動
- (6) その他、本連携の推進にあたって必要な活動

2 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、三者間で協議するものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による申し入れがない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 2月16日

甲 滝沢市

滝沢市長

武田 哲

乙 公立大学法人岩手県立大学

学長

鈴木 淳人

丙 特定非営利活動法人イノベブリッジたきざわ

理事長

阿部 考志